

訪問看護・介護予防訪問看護 運営規程

(事業の目的)

第1条

パナソニック エイジフリー株式会社が設置するパナソニック エイジフリーケアセンター京都山科新十条・訪問看護（以下「事業所」という。）において実施する訪問看護・介護予防訪問看護の事業（以下「訪問看護等サービス」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、訪問看護等サービスの円滑を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態及び要支援状態のご利用者の立場に立った適切な訪問看護等サービスの提供を確保することを目的とする。

(訪問看護の運営の方針)

第2条

- (1) 訪問看護サービスの提供にあたっては、ご利用者が要介護状態等となった場合に置いても、ご利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。
- (2) ご利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
- (3) ご利用者の意思及び人格を尊重し、常にご利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
- (4) 訪問看護サービスの提供にあたっては、ご利用者の所在する市区町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- (5) 訪問看護サービスの提供の終了に際しては、ご利用者又はそのご家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。
- (6) 前5項のほか、次に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。
 - ・健康保険法、高齢者医療確保法及び指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第80号）
 - ・「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年1月9日京都市条例第39号）」、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）」
 - ・「介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員等の基準等に関する条例」（平成24年京都府条例第27号）

(介護予防訪問看護の運営の方針)

第3条

(1) 介護予防訪問看護サービスの提供にあたっては、ご利用者が要支援状態となった場合に置いても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。

(2) ご利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

(3) 介護予防訪問看護サービスの提供にあたっては、ご利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、ご利用者の意思及び人格を尊重しながら、ご利用者のできることはご利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。

(4) 介護予防訪問看護サービスの提供にあたっては、ご利用者の所在する市区町村、介護予防支援事業者、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

(5) 介護予防訪問看護サービスの提供の終了に際しては、ご利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び地域包括支援センターへ情報の提供を行うものとする。

(6) 前5項のほか、下記に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

- ・健康保険法、高齢者医療確保法及び指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第80号）

- ・小規模多機能「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員，設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年1月9日京都市条例第39号）」，「指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）」

- ・「介護保険法に基づく指定介護予防サービスの事業の人員等の基準等に関する条例」（平成24年京都府条例第28号）

（事業の運営）

第4条

訪問看護等サービスの提供にあたっては、事業所の看護職員等によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

（事業所の名称等）

第5条

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 パナソニックエイジフリーケアセンター京都山科新十条・訪問看護

(2) 所在地 京都府京都市山科区栗栖野華ノ木町12番

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第6条

事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1人 (常勤・看護師)

管理者は、主治医の指示に基づき適切な訪問看護等サービスが行われるよう必要な管理及び従業者の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている訪問看護等サービスの実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2) 看護職員 4人 (4人内1人は管理者兼務)

・看護師 4人 (常勤 4人、非常勤 0人)

看護職員は、主治医の指示による訪問看護 (介護予防訪問看護) 計画に基づき訪問看護等サービスの提供に当たる。

(3) 理学療法士 2人 (非常勤)

作業療法士 0人

言語聴覚士 0人

(営業日及び営業時間)

第7条

事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日

月曜日から金曜日までとする。(祝日を含む)

但し、12月30日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間

午前9時00分から午後5時00分までとする。

(3) サービス提供日時

月曜日から金曜日の午前9時00分から午後5時00分とする。

但し、上記サービス提供時間外でも対応可能な体制をとることができるものとする。

(4) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問看護等サービスの内容)

第8条

事業所で行う訪問看護等サービスはご利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うことを目的として、次を行う。

(1) 訪問看護等計画書の作成及びご利用者又はそのご家族への説明

(サービス内容の例)

① 病状・障害の観察

② 清拭・洗髪等による清潔の保持

- ③ 食事及び排泄等日常生活の世話
 - ④ 床ずれの予防・処置
 - ⑤ リハビリテーション
 - ⑥ ターミナルケア
 - ⑦ 認知症患者の看護
 - ⑧ 療養生活や介護方法の指導
 - ⑨ カテーテル類の管理
 - ⑩ その他医師の指示による医療処置
- (2) 訪問看護等計画書に基づく訪問看護等サービス
 - (3) 訪問看護報告書の作成

(訪問看護等サービスの利用料等)

第9条

訪問看護等サービスの利用料は次のとおりとする。

(1) 訪問看護サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合に基づく額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年2月10日厚生省告示第19号）及び条例等によるものとする。

(2) 介護予防訪問看護サービスを提供した場合の利用料の額は介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合に基づく額の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年3月14日厚生省告示第127号）及び条例等によるものとする。

(3) その他、ご利用者の希望により、創傷部用の防水フィルム・滅菌ガーゼ、その他処置に必要となるものを事業者が提供する場合は別紙のとおりとする。

(4) ご利用者又はご家族の都合によりサービスを中止する場合、別紙のとおりキャンセル料を徴収する。

(5) サービス提供の実施記録等の再複写料については、別紙のとおりとする。

(6) 訪問看護等サービスの提供に際し、あらかじめ、ご利用者又はそのご家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条

通常の事業の実施地域は次のとおりとする。

- ・京都市山科区、伏見区（醍醐地区）

（居宅介護支援事業者等・地域包括支援センターとの連携等）

第11条

(1) 訪問看護等サービスの提供にあたっては、ご利用者に係る居宅介護支援事業者・予防支援事業者・地域包括支援センターが開催するサービス担当者会議等を通じて、ご利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健・医療・福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

(2) ご利用者の生活状況の変化、サービス利用方法・内容の変更希望があった場合、当該ご利用者の担当ケアマネジャー・地域包括支援センターに連絡するとともに、綿密な連携に努める。

(3) 正当な理由なく訪問看護等サービスの提供を拒まない。ただし、通常の事業実施地域等を勘案し、希望するご利用者に対して訪問看護等サービスの提供が困難と認めた場合、当該ご利用者に係るケアマネジャー・地域包括支援センターと連携し、必要な措置を講じる。

（サービス提供記録の記載）

第12条

事業所は、サービス提供した際には、その提供日・内容、保険給付の額、その他必要な記録を実施記録書等に記載する。

（契約書の作成）

第13条

訪問看護等サービスの提供を開始するにあたって、本規程に沿った事業内容の詳細について、ご利用者に契約書の書面をもって説明し、同意を得た上で署名（記名押印）を受けるとすることとする。

（衛生管理）

第14条

(1) 看護職員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。また感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

① 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従事者に周知徹底を図る。

- ② 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- ③ 従事者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的を実施する。
- ④ 感染症の予防及びまん延の防止のための担当者は管理者が担う。

(2)

従事者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(緊急時等における対応方法)

第15条

訪問看護等における緊急時の対応は次のとおりとする。

(1) ご利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し指示を求める等の必要な措置を講じると共に管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

(2) 事業所の管理者は、緊急時対応の事実をご利用者のご家族、及び担当のケアマネジャー、関係市区町村、地域包括支援センター等に、速やかに報告しご利用者の経過状況について記録・保管し、必要に応じ関係機関に提出し助言・指導を受け対応するものとする。

(事故の防止策及び事故発生時の対応)

第16条

訪問看護等サービスにおける事故の防止策及び事故発生時の対応は次のとおりとする。

(1) 事業所は、安全かつ適切に、質の高い訪問看護等サービスを提供するために、サービスの安全性はもとより、従事者の健康管理、事故防止に努め、事業所の保全について計画的に取り組むものとする。

(2) ご利用者に対する訪問看護等サービスの提供を行っているときに事故が発生した場合は、速やかに必要な処置を講じるとともに、管理者に報告するものとする。

(3) 事業所の管理者は、事故の事実を、ご利用者のご家族及び担当のケアマネジャー、関係市区町村、地域包括支援センター等に、速やかに報告し事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行うものとする。

(4) ご利用者に対する訪問看護等サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を行うものとする。

(非常災害対策)

第17条

非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、定期的に避難、救出その他必要な訓練を年2回行うものとする。

(事業継続計画の策定等)

第18条

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護等サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の事業再開を図るための計画（以下「事業継続計画」という。）を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- (2) 事業所は、従事者に対し、事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- (3) 事業所は、定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて事業継続計画の変更を行うものとする。

(苦情処理)

第19条

ご利用者からの苦情等に係る対応は次のとおりとする。

- (1) 訪問看護等サービスの提供に係るご利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。
- (2) 事業所は、提供した訪問看護等サービスに関し、介護保険法（以下「法」という。）23条及び115条45の7の規定により市区町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市区町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市区町村が行う調査に協力するとともに、市区町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- (3) 事業所は、提供した訪問看護等サービスに関し、法第24条の規定により厚生労働大臣又は都道府県知事が行う文書その他の物件の報告若しくは提示の求め又は当該都道府県からの質問若しくは照会に応じ、及び都道府県が行う調査に協力するとともに、都道府県から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- (4) 事業所は、提供した訪問看護等サービスに係るご利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報保護)

第20条

(1) 事業所は、ご利用者又はそのご家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

(2) 事業者が得たご利用者又はそのご家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外での目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じてご利用者又はそのご家族又はその代理人の了解を得るものとする。

(秘密の保持)

第21条

事業所は、次に上げる秘密の保持を行う。

(1) 従事者は、業務上知り得たご利用者又はそのご家族の秘密を保持する。

(2) 従事者であった者に、業務上知り得たご利用者又はそのご家族の秘密を保持させるために、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従事者との雇用契約の内容に含むものとする。

(人権擁護・虐待防止等)

第22条

ご利用者等の人権の擁護、虐待防止に関する次のとおり必要な措置を講ずるものとする。

(1) 責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、人権の擁護・虐待防止に関する研修を実施する等の措置を講じるよう努めるものとする。

(2) 研修等を通じて、従事者の人権意識・知識・技術を向上させ、適切なサービスの実施に努める。

(3) 従事者がサービスを実施するにあたっての悩みや苦勞等を相談できる体制を整えるほか、従事者がご利用者の権利擁護に取り組める環境の整備に努める。

(4) 事業所は、訪問看護等サービス提供にあたり、ご利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）は行わないものとする。

(5) 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合は、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由とその態様及び時間など必要な事項を記録するものとする。

(6) 事業所は、訪問看護等サービスの提供中に当該従事者又は養護者（ご利用者のご家族等ご利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに関係市区町村へ通報するものとする。

(身体拘束の防止)

第23条

事業所は、身体的拘束等の適正化を図るために、次に掲げるとおり必要な措置を講じる

ものとする。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を設置し、3月に1回以上開催するとともに、その結果について従事者に周知徹底を行うものとする。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 従事者に身体拘束適正化を啓発・普及するための研修を入社時及び定期的に行い、研修を通じて、従事者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めるものとする。
- (4) 身体拘束等適正対策責任者を管理者が担います。

(反社会的勢力の排除)

第24条

事業者は、役職員、事業者の代理人若しくは媒介をする者又は事業者の主要な出資者が、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを保証する。

- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- (3) 事業者若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- (6) 事業者又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を越えた不当な要求行為取引に関して脅迫的な行為をし、又は暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為、その他これに準ずる行為をすること。

(その他運営についての留意事項)

第25条

その他運営に関する留意事項は次のとおりとする。

- (1) 事業所は、提供する訪問看護等サービスの評価を行い、常にその改善に努めるものとする。
- (2) 従事者の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

採用時研修 採用後2ヶ月以内

継続研修 年2回以上

(3) 前項の研修は、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従事者の就業環境が害されることを防止するための研修を含むものとする。

(4) 事業所の従業者に、その同居家族であるご利用者に対する訪問看護等サービスの提供をさせないものとする。

(5) 事業所は、訪問看護等サービスに関する記録を整備し、サービスを提供完結の日から5年間保存するものとする。

(6) この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、パナソニック エイジフリー株式会社と事業所の管理者との協議に基づき定めるものとする。

附則

この規程は、2023年2月1日から施行する。

この規定は、2024年4月1日から改定する。